

2020 農業信用保証

佐賀県農業信用基金協会

ごあいさつ

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本冊子は、当協会の経営計画から財務状況、保証業務の内容等を分かりやすくとりまとめて当協会の概要を公開し、日頃より当協会をご利用いただいている会員をはじめ、ご支援いただいている関係機関など多くの方々に尚一層のご理解を賜りたいと年1回発行しております。

J Aグループでは自己改革の更なる実践と「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成、更には組合員・地域住民等から信頼・信用されるJ A経営基盤の強化に取り組まれています。

2019年産米の作況指数は、台風による塩害や日照不足で全国最低の58の不良でしたが、食味ランキングで「さがびより」が10年連続、「夢しずく」が3年連続の「特A」に選ばれ生産者は勇気づけられました。

しかし、農業全体を見ると、農業者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少や耕作放棄地の拡大、頻発する自然災害や農畜産物の価格低迷に加え、新型コロナウイルスの影響による消費低迷で厳しい状況が続いています。このような情勢のなか、当協会は農業者等の多様な資金需要に対する保証について積極的に取り組んでおります。

本年度は、第5次中期経営計画（2018年度～2020年度）の最終年度にあたり、公的な信用保証機関として融資機関及び農業者等の負託にこたえるため役職員一同一丸となって健全な運営に努めてまいります。

佐賀県農業信用基金協会
会長理事 金原 壽 秀

C o n t e n t s

- P 1 佐賀県農業信用基金協会の概要
- P 2 佐賀県農業信用基金協会の理念
- P 3 事業の概要
- P 4 債務保証のしくみ
- P 7 中期経営計画
- P 8 2020年度事業計画
- P 9 2019年度事業概況
- P13 機構組織・事務所所在地

I 佐賀県農業信用基金協会の概要

プロフィール

(2020年3月31日現在)

設立認可日	昭和37年2月27日
根拠法	農業信用保証保険法
基金	5,445百万円
	内訳
	出資金 4,162百万円
	繰入金 1,140百万円
	交付金 143百万円
保証債務残高	件数 20,048件
	金額 149,246百万円
役員数	理事 12名(うち常勤1名)
	監事 3名(非常勤)
	職員 15名(うち嘱託2名)

沿革

昭和36年11月10日	農業信用基金協会法(現:農業信用保証保険法)公布施行
昭和37年2月27日	佐賀県農業信用基金協会 設立認可
昭和37年3月1日	佐賀県農業信用基金協会 設立登記
昭和37年3月1日	佐賀市赤松町35番地に事務所を置き、業務開始
昭和45年6月15日	佐賀市神野町(現:栄町2-1)県農協会館2階へ事務所移転
平成10年3月16日	県農協会館2階から6階へ事務所移転
平成29年3月21日	県農協会館別館7階へ事務所移転

協会マークの説明

- C, Credit (信用)
- G, Guarantee (保証)
- A, Agriculture (農業)
- F, Fund (基金)
- A, Association (協会)



農業信用基金協会のマークは、信用、保証、農業、基金、協会の英単語の頭文字を図案化したもので、全国統一のものであります。

Ⅱ 佐賀県農業信用基金協会の理念

農業信用基金協会は、農業者等の方々が融資機関から農業資金や生活資金の貸付を受ける際に公的な債務保証機関として保証人となり、農業金融の円滑化を図ることを目的として農業信用保証保険法に基づき設立された法人です。

基本理念

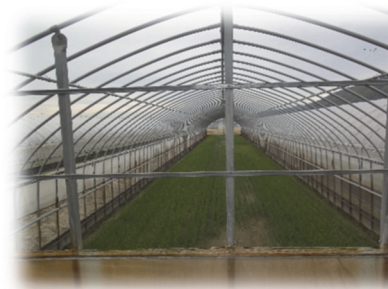
当協会は昭和37年3月設立以来、債務保証を通じて農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善並びに地域経済の発展に資することを基本理念としております。

基本姿勢

- ・迅速かつ的確な審査を行い適正な債務保証を提供すること
- ・多様化する農業者等のニーズに的確に応えられること
- ・農業者等のパートナーとして信頼される協会であること
- ・保証基盤を強化し経営の安定を図り、農業並びに地域社会の発展に寄与すること

行動指針

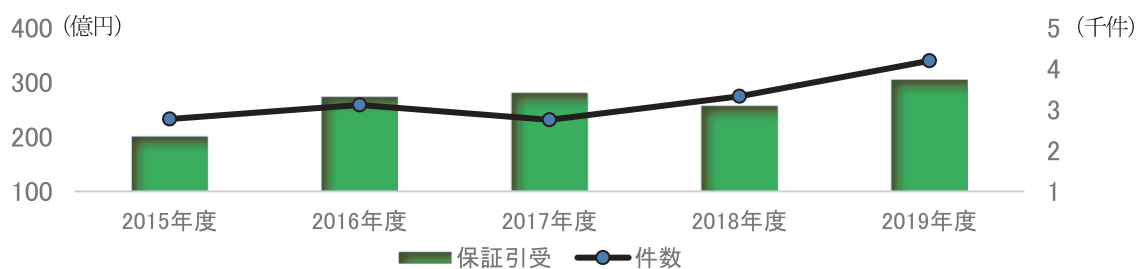
- ・親切で丁寧な対応を行い、適正な保証の推進に努めます。
- ・コンプライアンスを遵守し、責任をもって行動します。
- ・役職員は自己啓発に努め、資質の向上を目指します。
- ・多様なニーズに応えるため、創意工夫に努めます。
- ・関係機関との連携を図り、農業者等の利便性の向上に努めます。



唐津市のハウスミカン農家と葱農家〔2019年11月現地研修時撮影〕

Ⅲ 事業の概要（2015年度～2019年度）

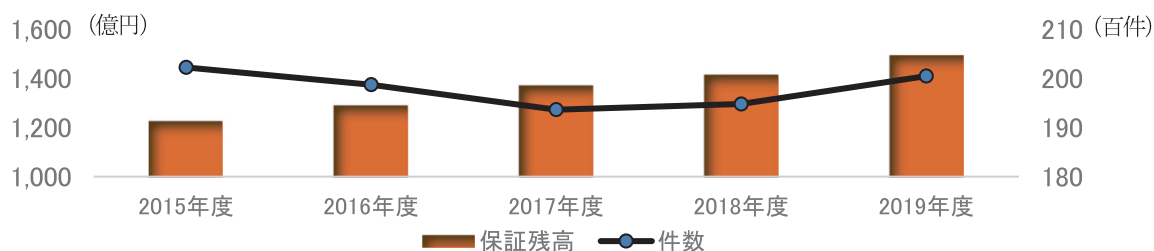
1. 債務保証引受額



(単位：件、千円)

件数	2,771	3,114	2,750	3,327	4,197
金額	19,980,740	27,194,402	27,950,876	25,545,454	30,374,337

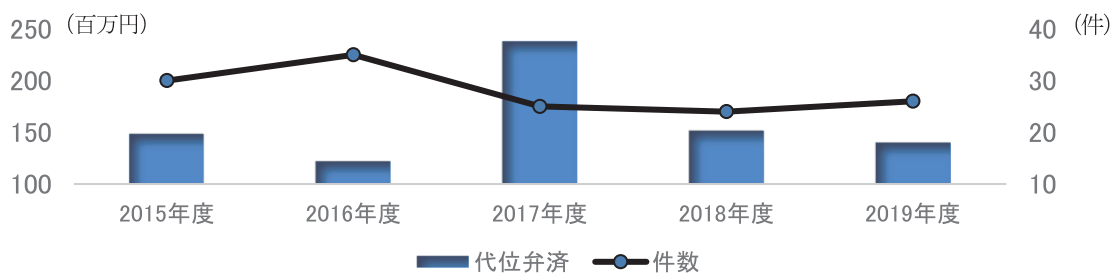
2. 債務保証残高



(単位：件、千円)

件数	20,225	19,872	19,364	19,479	20,048
金額	122,622,263	128,965,817	136,986,164	141,296,692	149,246,664

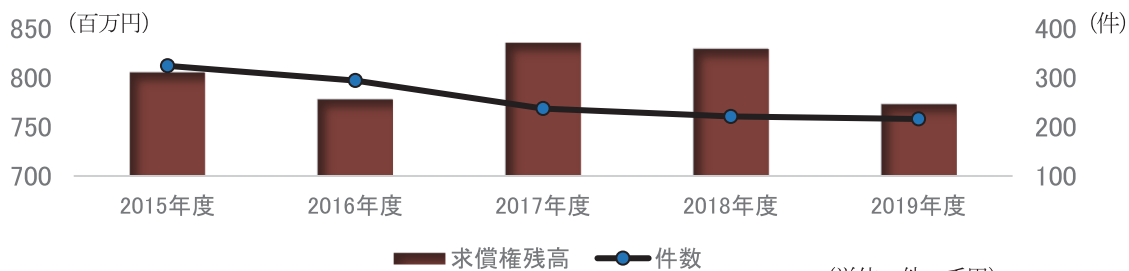
3. 代位弁済



(単位：件、千円)

件数	30	35	25	24	26
金額	148,543	122,188	237,952	151,600	140,161

4. 求償権残高



(単位：件、千円)

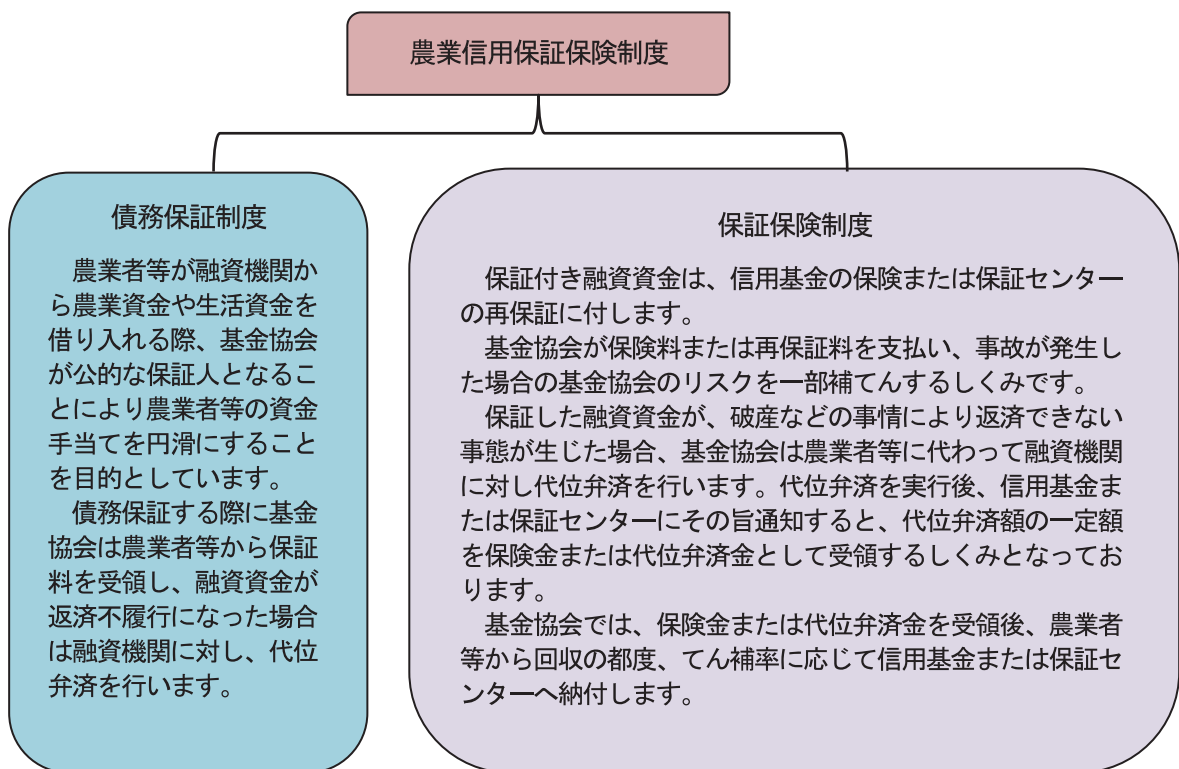
件数	324	294	237	221	216
金額	804,759	777,616	834,934	828,582	772,728

IV 債務保証のしくみ

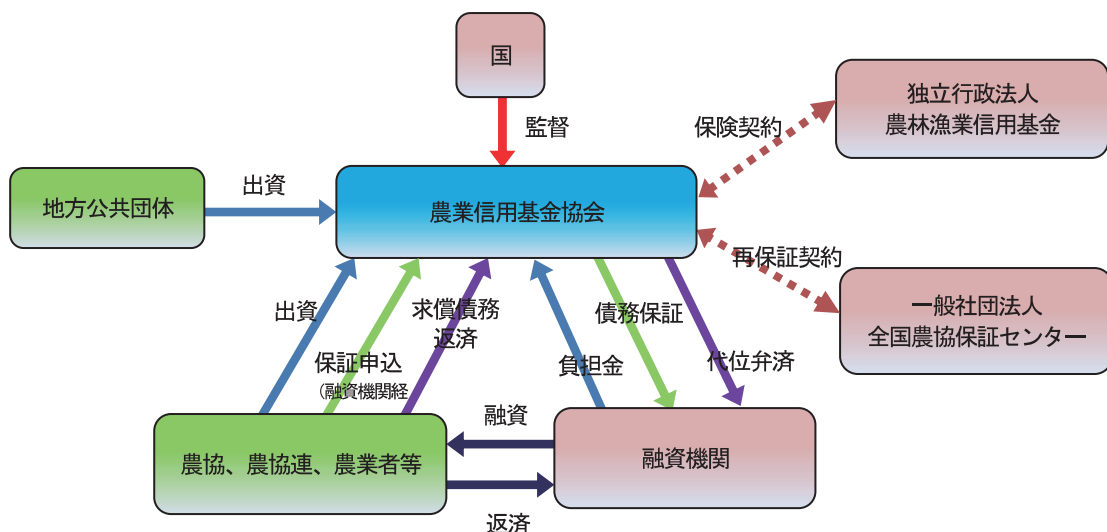
1. 農業信用保証制度のしくみ

農業信用保証保険制度とは、農業者等、融資機関、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の3者からなる「債務保証制度」と、基金協会が独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）並びに一般社団法人全国農協保証センター（以下「保証センター」という。）に対して保険または再保証を行う「保証保険制度」の総称です。

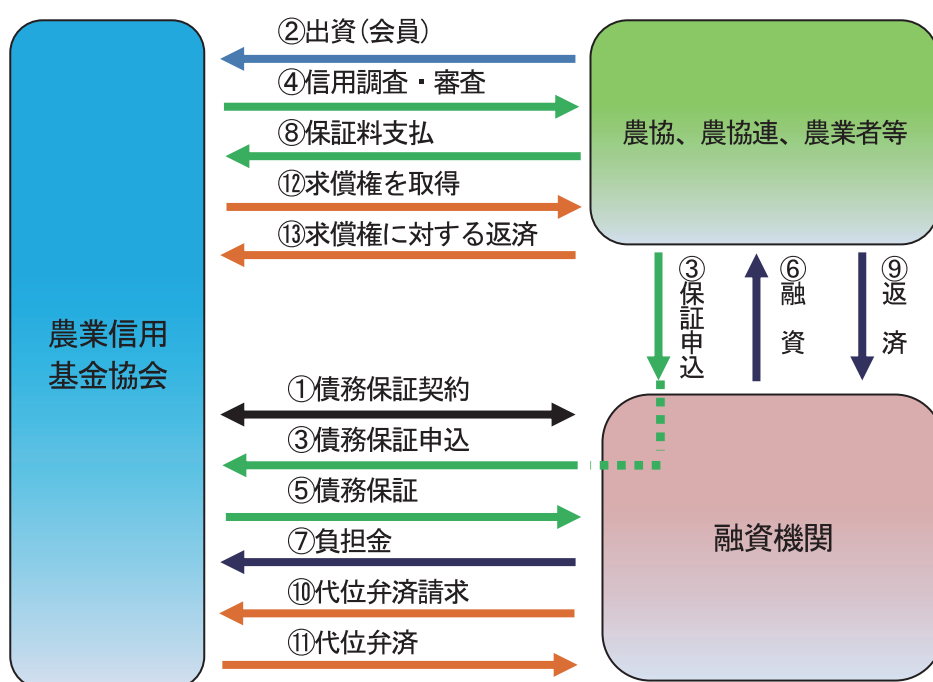
基金協会は、会員（地方公共団体、農協、農協連、農業者等）からの出資金や融資機関等からの負担金（交付金）を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保証制度により代位弁済に伴う負担が軽減されます。このように保証保険機能の充実により、基金協会は農業金融を更に円滑にすることができるようになります。



2. 農業信用保証保険制度の概略図



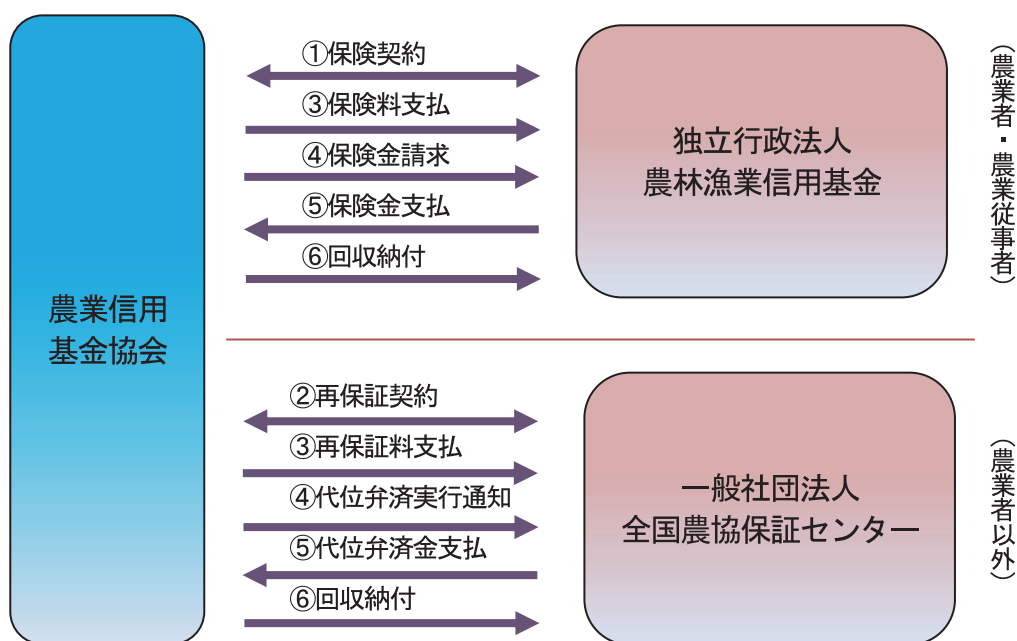
3. 債務保証制度のしくみ



債務保証制度の当事者は、基本的には農業者等（会員）、融資機関、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の三者です。

- ① 融資機関と基金協会との間で基本的な契約である債務保証契約を締結します。
- ② 会員を保証の対象者としていただきますので、基金協会へ出資をして会員になっていただきます。
* 基金協会の会員である農協の組合員の方は、基金協会への出資は不要です。
- ③ 農業者等は、融資の申込みをされた融資機関を通じて保証申込みをします。
- ④ 基金協会は、申込みのあった農業者等の信用調査を含めた保証審査を行います。
- ⑤ 基金協会は、債務保証を適当と認めたときは融資機関に対し債務保証書を発行します。
- ⑥ 融資機関は、債務保証書に基づいて農業者等へ融資を行います。
- ⑦ 融資機関は、基金協会に保証に対する負担金を支払います
* また、代位弁済した場合も負担金を支払います。
- ⑧ 農業者等は、基金協会に保証料を支払います。
- ⑨ 農業者等は、融資の条件に従って融資機関に返済を行います。
- ⑩ 融資機関は、農業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができなくなったときは、基金協会へ代位弁済の請求を行います。
- ⑪ 基金協会は、この請求に基づいて農業者等に代わって借入金の残額を融資機関に代位弁済します。
- ⑫ 基金協会は、代位弁済により農業者に対して求償権を取得します。
- ⑬ 農業者等は、基金協会の求償権に対して返済を行います。

4. 保証保険制度のしくみ



保証保険制度の当事者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）及び一般社団法人全国農協保証センター（以下「保証センター」という。）と農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）です。

- ①信用基金は、毎年、基金協会と年間の保険引受額について保険契約を締結し、この契約に基づき基金協会の農業者の方に対する債務保証について保険を引受けます。
- ②保証センターは、基金協会と再保証契約を締結し、この契約に基づき農業者以外の方に対する農業協同組合の融資について基金協会の債務保証と合わせて再保証を行います。
- ③基金協会は、信用基金に保険料を、保証センターに再保証料を支払います。
- ④基金協会が融資機関に代位弁済をした時は、保険に付している場合は信用基金に保険金の請求を行います。また、再保証している場合は保証センターに代位弁済の実行通知を行います。
- ⑤信用基金は、代位弁済した元金と利息等の70%を保険金として基金協会に支払います。また、保証センターは、代位弁済した元金と利息の50%を再保証に係る代位弁済金として基金協会に支払います。
- ⑥基金協会は、代位弁済した農業者等からの回収金から信用基金又は保証センターへ保険金等の受領割合に応じて納付します。

V 中期経営計画

○第5次中期経営計画（2018年度～2020年度）

農業を取り巻く環境は、食料自給率の低下、主業農家の減少及び高齢化、耕作放棄地の拡大といった課題を抱えるとともに、頻発する自然災害や高止まりする農業資材価格等により厳しい状況が続いています。

また、TPP11及び日欧EPAの相次ぐ発効に伴い、今後国内農産物生産への影響が懸念されます。

農業信用保証保険制度にあつては、農業融資活性化のため、担い手に対する資金供給の更なる円滑化や銀行等その他機関との連携強化が求められ、平成28年6月には「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」が制定されました。

当協会は、このような情勢の中で公的な債務保証機関として役割を果たすためには、経営の健全性の確保と利便性の向上が重要であることを念頭に第5次中期経営計画を策定しました。主な取り組みは、以下のとおりです。

1. 債務保証の促進と利便性の向上

融資機関や関係指導機関との連携を密に行い、農業者の資金ニーズを把握するとともに、経営改善に取り組む優良農家に対しては、より低位な保証料率を適用するなど経営改善の取組みを支援します。

2. 保証審査の適正化

収支均衡を基本として借入者の信用リスクに応じた段階別保証料率を設定するなど、保証審査の適正化に取り組めます。

3. 保証債務の期中管理

早期に延滞情報を把握し対応を講じるとともに、大口案件や負債整理資金については、融資機関と連携しながら大口保証先管理マニュアルに基づき、保証先の実態に応じた期中管理の強化に努めます。

4. 代位弁済の適切な対応

経営悪化が懸念され、恒常的に償還が滞るものについては、一括代位弁済を含めた計画的な代位弁済を行います。

5. 求償権の円滑な管理・回収・償却

債務者等との面談等により状況を把握し、その実態に即した的確な管理・回収に努めます。また、長期延滞案件で回収困難なものについては、必要により減免措置を講じるなど求償権の流動化を図るとともに、財務の改善・健全化を図るため、自己破産、行方不明などにより回収不能な求償権については、償却基準に基づき適正な償却に努めます。

6. コンプライアンス態勢の整備と強化

公的な債務保証機関として、会員および農業者等の負託に応えるため、コンプライアンス態勢を整備するとともにコンプライアンスの強化を図ります。

7. 経営の健全性の確保

自主基準において弁済能力比率を「1,000%を目標とし、800%を下回らない水準」と定め、経営の安定と健全性の維持と確保に努めます。

VI 2020年度事業計画

○事業方針

当協会は、第5次中期経営計画の最終年度にあたり、公的な信用保証機関として融資機関と農業者等から信頼される経営の健全性を確保するとともに、農協、県信連および関係機関との緊密な連携を取りながら農業者等の多様な融資・保証需要に迅速かつ的確に対応できるよう次に掲げる事項を重点的に取り組むこととしました。

1. 債務保証の推進と融資・保証需要への的確な対応
 - ア 融資・渉外担当を対象とした各種研修会等を開催し業務内容の周知徹底
 - イ 適正かつ的確な保証引受け
 - ウ 融資機関及び関係機関等との緊密な連携
 - エ 信用リスク評価システム（ACRIS:アクリス）による経営改善の成果を挙げている優良農家への優遇保証料率適用で支援
 - オ リスク計量化システム導入による保証審査の充実と保証利用の拡大
2. 財務基盤の強化・充実
 - ア 保証基盤拡充のための協力出資
 - イ 求償権償却に伴う特別出資
 - ウ 畜産特別資金の代位弁済に伴う交付金
3. 保証債務のリスク分散
 - ア 信用基金の保険
 - イ 保証センターの再保証
4. 代位弁済の抑制と求償権の管理・回収
 - ア 延滞管理表や融資機関からの通知書等による延滞情報の早期把握と対応
 - イ 経営（生活）再建が見込まれる求償債務者に対して長期分割返済による支援
 - ウ 必要により法的措置による求償権の回収
 - エ 償却基準に基づく適切な償却
 - オ 償却求償権の債権回収会社（サービサー）への回収委託及び債権買取会社へ債権譲渡
5. 保証引受け等の計画

2020年度の保証引受け等の計画は次のとおりです。

項目	金額
新規保証引受	198億円
債務保証残高	1,486億円
代位弁済	2億50百万円
回収・償却	1億72百万円
求償権残高	8億50百万円

Ⅶ 2019年度事業概況

貸借対照表

(2020年3月31日現在 単位:円)

資 産		負 債・資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	7,432,246,765	I 流動負債	1,886,123,034
現 金	-	短 期 借 入 金	-
預 金	7,400,275,150	1年以内返済予定 長期借入金	685,660,000
普通預金	24,434,886	前 受 収 益	1,169,683,542
定期預金	7,375,630,264	未 払 費 用	23,813,994
郵便貯金	210,000	賞 与 引 当 金	3,977,000
有 価 証 券	-	その他流動負債	2,988,498
前 払 費 用	1,845,827		
未 収 収 益	28,526,106	II 固定負債	1,716,101,034
短期貸付金	-	長 期 借 入 金	211,020,000
その他流動資産	1,599,682	支 払 準 備 金	539,175,909
		保険金	396,014,902
II 固定資産	2,743,256,243	交付金	143,161,007
有形固定資産	5,643,547	保証責任準備金	654,522,810
建物及び構築物	5,196,950	債務保証損失引当金	37,446,499
工具器具備品	446,597	退職給付引当金	72,939,059
無形固定資産	464,468	特別準備金及び 特別支援金	100,996,349
投資有価証券	1,903,999,672	求 償 債 務	98,402,157
国 債	699,356,348	その他固定負債	1,598,251
地方債	603,409,411		
社債他	601,233,913	III 保証債務	149,246,664,948
外部出資金	82,180,000	負 債 合 計	152,848,889,016
特別外部出資	24,960,000		
敷金・保証金	35,920,000	(資本の部)	
長期前払費用	13,461,090	出 資 金	4,161,920,000
求 償 権	772,728,154	繰 入 金	1,140,340,000
求償権償却引当金	△96,100,688	準 備 金	1,193,268,196
		当 期 利 益 金	77,750,744
III保証債務見返	149,246,664,948	資 本 合 計	6,573,278,940
資 産 合 計	159,422,167,956	負 債・資 本 合 計	159,422,167,956

貸借対照表の用語解説

資 産	
預 金	県信連・農協へ預け入れをしています。
有価証券及び 投資有価証券	代位弁済の支払い準備資産として国債・地方債・社債・特殊債を保有 しています。
外部出資金	信用基金、県信連に出資しています。
特別外部出資金	畜産特別資金金融通円滑化特別事業に伴い信用基金に出資しています。
敷金・保証金	保証センターに再保証等預託金として出資しているものです。
求 償 権	代位弁済した金額から回収額及び償却額を控除した額です。
求償権償却引当金	求償権の取立不能見込み額に対して引当てをしています。
債務保証見返	貸付実行された元本に対する保証債務の額に係る見返勘定です。

負 債 ・ 資 本	
短期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借 り入れた借入金です。
1年以内返済予定 長期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借 り入れた借入金で、当該事業年度に返済期日が到来するものです。
前 受 収 益	受入れた保証料のうち、翌事業年度以降に係る保証料を計上していま す。
長期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借 り入れた借入金で、翌事業年度以降に返済期日が到来するものです。
保 険 金	代位弁済に伴い信用基金から受領した保険金の額から、回収納付額と 償却に充てた額を控除しています。
交 付 金	債務保証の弁済に充てることを条件に国又は県その他の団体から交 付された額から、補助事業の終了等に伴って返還した額及び求償権の 償却に充てた額を控除しています。
保証責任準備金	通常の見積を超えて発生する保証事故に備え準備金として積み立て ています。
債務保証損失 引 当 金	事業年度終了時の保証残高を被保証者の財務状況及び返済能力に応 じて被保証者ごとに区分し、当該区分ごとに事故率及び回収不能率を 用いて算出した損失見込み額に備えるための引当金です。
特別準備金及び 特別支援金	制度資金に対する県その他の団体から特別準備金及び特別支援金と して補助又は出えんを受けた額及び当協会が負担した額から、経費相 当額等の戻入額を相殺した額です。
求 償 債 務	保証センターが負担した再保証債務に係る融資機関への代位弁済金 から、求償権の回収及び償却相当額を控除した額です。
保 証 債 務	貸付実行された元本に対する保証債務の額です。
出 資 金	保証をするための基金として会員から払い込まれた出資金です。
繰 入 金	保証をするための基金として準備金から繰り入れたものです。
準 備 金	毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てています。欠損の てん補に充てるか繰入金に繰り入れる場合に取り崩します。

財産目録

(単位：円)

摘要	金額
資産の部	
流動資産	7,432,246,765
固定資産	2,743,256,243
資産合計	10,175,503,008
負債の部	
流動負債	1,886,123,034
固定負債	1,716,101,034
負債合計	3,602,224,068
差引純財産	6,573,278,940

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで 単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
事業直接費	6,013,803	保証料	326,946,572
事業管理費	133,740,100	求償権利息	3,847,760
保険料	50,923,773	保険金	10,328,847
再保証料	71,462,161	交付金	1,159,321
保険納付金	26,507,913	受取助成金	7,042,275
保険金等返還金	3,509,357	雑収益	142,554
再保証納付金	1,228,150	受取利息	27,335,989
支払準備金繰入・戻入(△)	△89,365,246	有価証券利息	18,075,665
保証責任準備金繰入・戻入(△)	34,196,422	その他財務収益	4,629,075
求償権償却引当金繰入・戻入(△)	△167,376	経常収益計	399,508,058
債務保証損失引当金繰入・戻入(△)	△1,010,476	償却債権取立益	2,283,630
特別準備金及び特別支援金繰入・戻入(△)	△6,995,953	その他特別利益	2,025
求償権償却費	93,947,133	特別利益計	2,285,655
支払利息	53,185		
経常費用計	324,042,946		
固定資産除却損	-		
その他特別損失	23		
特別損失計	23		
費用合計	324,042,969	収益合計	401,793,713
当期利益	77,750,744		

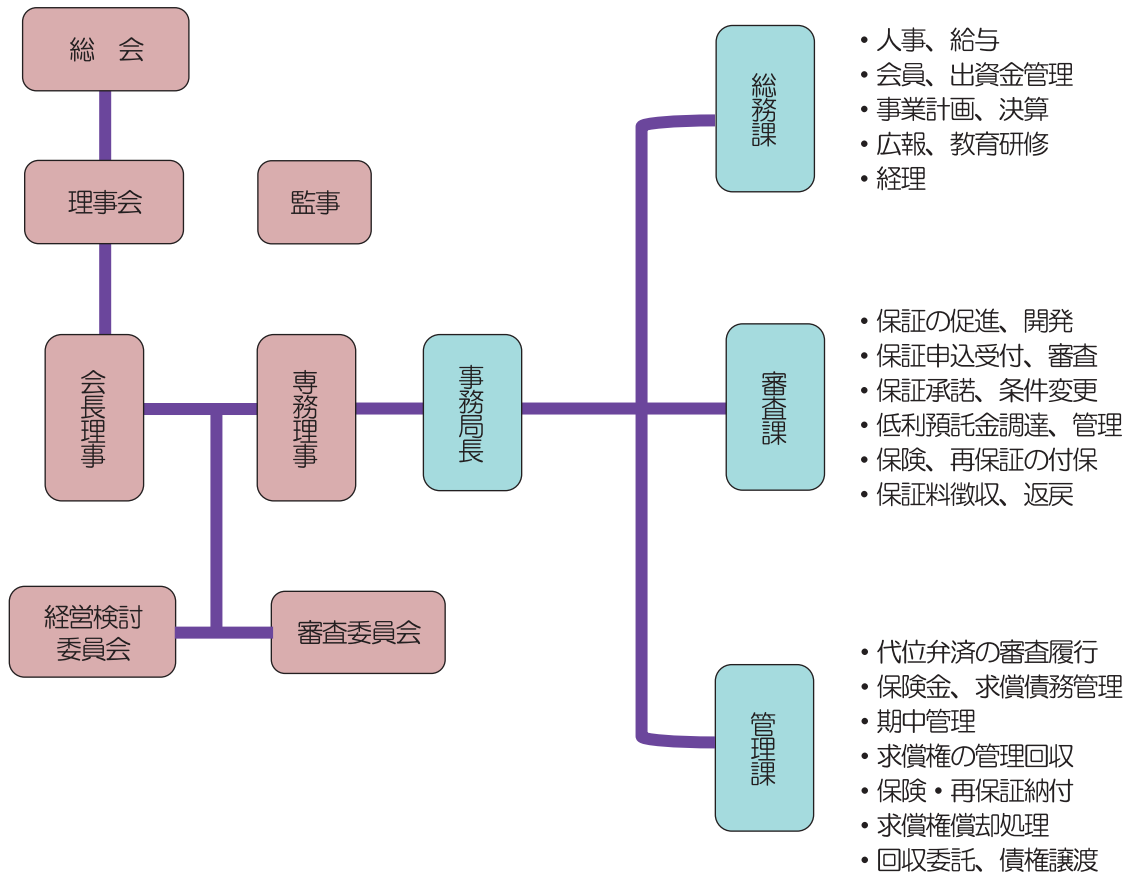
損益計算書の用語解説

収 益	
保 証 料	受入保証料のうち当該決算期間に対応する額（前期末未経過保証料＋当期受入保証料－当期末未経過保証料）を計上しています。
保 険 金	当期の代位弁済に係る信用基金からの保険金
交 付 金	債務保証の弁済に充てることを条件に当期中に交付された額
受 取 利 息	金融機関に預け入れた預金の受入利息
有 価 証 券 利 息	保有している有価証券の受入利息

費 用	
事 業 直 接 費	信用調査費、事業推進費、業務委託費、債権管理費
事 業 管 理 費	役員報酬、給与手当、法定福利費、厚生費、賞与引当金及び退職給付引当金繰入の人員費 旅費交通費、事務費、会議費、施設費、減価償却費等の事務管理費
保 険 料	信用基金に支払った保険料
再 保 証 料	保証センターに支払った再保証料
保 険 納 付 金	保険に付した求償権の元金、利息等の回収金に係る信用基金に納付した額
保 険 金 等 返 還 金	巻戻しに係る保険金の返還額及び補助事業の終了等に伴う交付金の返還額
再 保 証 納 付 金	保証センターに支払う求償債務の利息・遅延損害金及び償却求償権取立益のうち求償権回収相当額
支 払 準 備 金 繰入・戻入（△）	信用基金からの受領保険金の繰入額、信用基金への返還保険金及び求償権（保険金相当額）の償却に充てるための戻入額を整理 受入交付金の繰入額、補助事業の終了等に伴う交付金の返還及び求償権（当協会の負担分）の償却に充てるための戻入額を整理
保 証 責 任 準 備 金 繰入・戻入（△）	通常の見積を超えて発生する保証事故に備えるための保証責任準備金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
求 償 権 償 却 引 当 金 繰入・戻入（△）	求償権償却引当金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰入・戻入（△）	代位弁済に備えるための債務保証損失引当金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
特 別 準 備 金 及 び 特 別 支 援 金 繰入・戻入（△）	特別準備金及び特別支援金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
求 償 権 償 却 費	償却基準に基づく回収不能な求償権の直接償却費を整理

機構組織

佐賀県農業信用基金協会機構図



事務所所在地

〒840-0803 佐賀市栄町2番1号 佐賀県JA会館別館7階

電話番号 (代表) 0952-25-5301

FAX番号 0952-29-5708

ホームページ <http://saganousinki.saga-ja.jp>

E-mail saga.afa@seagreen.ocn.ne.jp

佐賀県農業信用基金協会「農業信用保証」

令和2年7月

発行者 佐賀県農業信用基金協会
佐賀市栄町2番1号
電話(0952)25-5301

印刷 (株)佐賀印刷社
佐賀市高木瀬西6-11-7
電話(0952)31-6171

佐賀県農業信用基金協会